

別紙1

評価者養成講習受講資格要件

分類1 福祉・医療・保健業務を3年以上経験している者

◎内容にある「福祉サービス現場」については、別紙3「社会福祉法(抄)」及び別紙4「介護保険法に規定される福祉サービス」を参照のこと

受講資格要件	内 容
1-1	資格【注1】取得以降、福祉サービス現場で配置が必要な職種及びその業務に専従している常勤職員 資格【注1】取得以降、福祉サービス現場で配置が必要な職種及びその業務に従事している非常勤職員 なお、非常勤職員の場合は通算して常勤3年間(実日数540日以上)【注2】に匹敵する程度の業務経験がある者
1-2	福祉サービス現場である各施設及び事業所の責任者(〈例〉施設長、管理者、園長)として、従事者の管理や業務の実施状況の把握等、一元的な管理を行う業務に従事している常勤職員
1-3	医療・保健業務現場(保健所、病院等)で資格【注3】を有し、処遇に関わる業務に従事している常勤職員(管理部門業務を除く)
1-4	福祉関係法令に定める相談業務に従事している常勤職員
1-5	福祉分野の行政や社会福祉協議会、非営利団体の常勤職員で、福祉サービス現場の経験(相談業務含む)はないが、福祉事業担当・福祉施策担当業務等を通じて、福祉サービス現場の訪問先が30か所以上あり、現場を熟知している者【注4】
	① 行政機関で福祉施設の指導検査業務を3年
	② 苦情対応や福祉情報誌の発行等広報・公聴業務を3年
1-6	民間企業や非営利団体の常勤職員等で、福祉サービス現場の経験(相談業務含む)はないが、福祉関連事業の担当業務を通じて福祉サービス現場の訪問先が30か所以上あり、現場を熟知している者【注4】
	① 市町村介護保険計画策定、地域福祉計画策定等の業務を3年
1-7	通算して常勤3年間(実日数540日以上)に匹敵する程度の業務量で、かつ、5年以上安定的・継続的に活動を行っている団体に所属して、福祉サービスに関わる相談、情報提供、第三者苦情解決制度、権利擁護、ボランティア・コーディネーターなど、複数の福祉サービス事業者を比較して考えるような活動に従事している者【注5】
	① 民間相談機関の福祉サービスに関わる相談員のボランティアを週1回、10年間など
	② 「福祉施設の第三者委員」を月2回、5年間など
1-8	東京都以外の福祉サービス第三者評価事業の評価者として3年以上の経験を有し、かつ、評価件数【注6】が30件以上【注7】あり、福祉サービス現場を熟知している者

【注1】評価者養成講習応募要件1-1に関する資格の範囲

1 医師	7 理学療法士	13 精神保健福祉士
2 歯科医師	8 作業療法士	14 保育士
3 薬剤師	9 社会福祉士	15 介護支援専門員
4 保健師	10 介護福祉士	16 訪問介護員*
5 看護師	11 言語聴覚士	
6 准看護師	12 栄養士(管理栄養士を含む)	

※訪問介護員とは、介護職員初任者研修を修了した者とみなされる下記の者を指す。

- ・介護職員基礎研修課程修了者
- ・介護職員実務者研修修了者
- ・訪問介護員養成研修1級課程修了者
- ・訪問介護員養成研修2級課程修了者
- ・家庭奉仕員等講習会修了者(昭和58年～昭和63年に実施していたもの)
- ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ・居宅介護従業者養成研修2級課程修了者

【注2】ここでいう「通算して常勤3年間(実日数540日以上)」とは、3年間の中で勤務実日数が540日以上あることを意味する

【注3】医師・保健師・看護師・准看護師・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員

【注4】施設整備事業業務を通じてサービス提供前の土地や施設の訪問経験は含まない

【注5】単に経験年数や時間だけを要件にするのではなく、評価につながる経験であり、これに付随する情報収集、相談、研修活動等で、実質的に540日以上の経験があること

【注6】評価件数とは、21財情第1034号通知 3(3)に規定する「利用者調査の実施から報告書の作成まで、一貫して行うこと」と同程度のものとする

【注7】福祉サービス第三者評価事業の評価件数が30件に満たない場合、介護保険法の地域密着型サービス外部評価事業(以下、「外部評価」という)の調査者経験が3年以上ある場合に限り外部評価の評価件数を加えることができる

分類2 組織運営管理等業務を3年以上経験している者

受講資格要件	内 容
2-1	従業員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員(登記上の役員で常勤の者)として従事している者【注8】

【注8】「従業員」とは雇用保険適用の要件を満たすものとする。

分類3 調査関係機関等で調査業務や経営相談を3年以上経験している者

受講資格要件	内 容
3-1	顧客の経営相談業務を主たる業務とする事務所に所属(3年以上)し、通算して540日以上、顧客の経営相談業務を担当している者【注9】
3-2	調査会社の社員(3年以上)として、調査項目の作成、調査の実施、集計・分析、顧客へのフィードバック又は公表等までの一連の調査業務に通算して540日以上携わり、調査や分析の手法に熟知している者(ただし、下記【注10】の業務は除く)
3-3	特定非営利活動法人や任意団体の職員(3年以上)として、調査項目の作成、調査の実施、集計・分析、顧客へのフィードバック又は公表等の実施までの一連の調査の流れに携わり、調査や分析の手法に熟知している者で、かつ、通算して常勤3年間(実日数540日以上)に匹敵する程度の業務経験のある者(ただし、下記【注10】の業務は除く)

【注9】「経営相談業務を担当している者」とは、ある一定期間継続して、企業や団体等の組織運営や経営に関わる幅広い相談を行ってきた者とし、以下の者は含まないものとする

- ・社会保険労務士・行政書士・公認会計士・税理士等の資格を有しその業務のみに専従している者
- ・会計・財務の例月処理等の支援やISO認証取得の際の相談など、限定された分野だけでの相談業務に従事している者

【注10】①土地家屋調査、土地鑑定、地質・水質調査、測量、資産調査、探偵事務所での調査、興信所での調査

②自社製品開発のための調査(市場調査等)

③一連の調査に部分的に関与していない業務内容のある調査

例) 調査項目の作成や調査実施に携わっているが、集計・分析作業や顧客へのフィードバック資料作成までの業務には携わっていない調査

・調査項目の作成や調査実施に携わっているが、集計・分析作業や結果報告冊子作成までの業務には携わっていない調査

分類4 福祉・医療・保健・経営分野の学識経験者で当該業務を3年以上経験している者

受講資格要件	内 容
4-1	大学・短大・専門学校で常勤教員、非常勤講師、大学助手として週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健・経営分野の教育と研究に専念している者【注11】

【注11】教育、研究以外に本職を持っている者は、分類4では不可とする

分類5 その他、上記と同等の能力を有していると機構が認める者

受講資格要件	内 容
5-1	要件1～4と同等の経験を有しているとみなされる者
	① 経験年数が3年に足りず、補足として、当該要件につながる他の要件が数年以上あり、2つの経験のつながりから能力の積み上げが推定できる例については、経験年数を合算し、3年以上と認められる場合がある(福祉分野の経験と経営分野の経験の通算は不可。) 【注12】
	② その他要件1～4と同等の経験を有しているとみなされる者

【注12】例) 福祉分野の学識経験が2年、福祉現場での指導員経験が2年ある者は可とする
福祉施設での指導員経験が2年10か月、経営相談業務の経験が2年ある者は不可とする

別紙2

受講資格要件別 評価者養成講習申込資料一覧

1 申込資料(共通)

(参考)分野別受講資格要件

資料名	
受講者推薦書【様式1】	●
評価機関評価実績等状況調査【様式2】	●
評価者養成講習申込書【様式A】	●
実務経験(資格取得)履歴【様式B】	●
受講申込レポート【様式C】	●

●・・・必須
△・・・任意

分野	受講資格要件
福祉	分類1
	分類4 (福祉・医療・保健分野の学識経験者)
経営	分類2、3
	分類4 (経営の学識経験者)
※分類5の場合は、分類1～4のうち同等とみなす 受講資格要件番号に基づき、分野を判断してください。	

2 申込資料(受講資格要件別)

資料名	受講資格要件番号																		
	1								2	3			4	5					
	1	2	3	4	①	②	③	①	②	①	②	8	1	1	2	3	1	①	②
実績表【様式a】					●	●	●	●	●										
実績表【様式b】											●	●							
実績表【様式c】												●							
実績表【様式d】													●						
実績表【様式e】															●	●			
登記簿謄本 ^{※1}													●						
法人規模(従業員数)が確認できる資料 ^{※2}													●						
成果物(業務内容を確認できる成果物)						●	●												
成果物(実績表に対応した成果物) ^{※3}								●	●	△	△			●	●	●			
所属する事務所・調査会社・団体等の概要が分かる資料										●	●	●		●	●	●			
大学等で週1回以上講義を担当していることが分かる資料 ^{※4}																			●
研究論文等 ^{※5}																			●
推薦理由書 ^{※6}																		●	●

同等と判断した資格要件に準じて添付すること

※1: 3年以上役員であったことを証明できる登記簿謄本を添付すること。ただし、社会福祉法人等で登記簿謄本に役員として理事長のみが記載されている場合は、登記簿謄本と合わせて補足資料(現況報告書等)を提出すること。なお、役員ではない者(部長、課長、事務長等)は対象外とする。

※2: 雇用保険が適用となっている従業員数、もしくは常勤の従業員数が確認できる資料を3年分以上添付すること。

- 雇用保険が適用となっている従業員数が分かる資料
雇用保険被保険者数お知らせはがき等(個人情報については黒塗りにすること)
- 常勤の従業員数が分かる資料
パンフレット、在籍証明書(所属法人の公印があるもの)、現況報告書(社会福祉法人の場合)等

※3: 成果物については、実績表に記載した内容に対応した成果物を添付すること。(記載したすべての実績について添付を求めるものではありません。)

※4: 時間割や講義実施日が明記されているシラバスでも可とする。

※5: 実務経験(資格取得)履歴【様式B】に記載した実務経験期間に発表した研究論文とする。

※6: 推薦理由書の様式については任意であるが、**同等と判断した分類・受講資格要件番号**及び**判断した理由等**を**具体的に記載**の上、**評価機関代表者名**を記し、**代表者印**を押印すること。